

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフ制度の手順

- 1** 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2** ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。
- 3** ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4** 支払ったお金は、全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社×××× □□営業所
担当者△△△△
支払った代金○○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。
○○○○年○月○日
○○県○市○町○丁目○番○号
氏名 ○○○○

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

通信販売はクーリング・オフの適用がありませんのでご注意ください。

消費生活に関する相談窓口

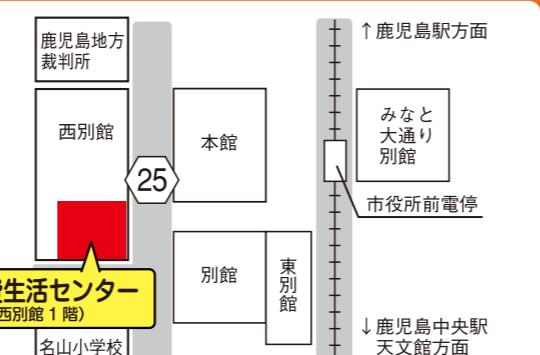
悪質商法、契約トラブルなどで困ったときはまず相談!

◆鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(西別館1階)

相談電話 ☎ 099-808-7500

相談受付時間 (平日) 9:00~17:15



◆鹿児島県消費生活センター

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16-203
(県住宅供給公社ビル2階)

相談電話 ☎ 099-224-0999

相談受付時間 (平日) 9:00~17:00
(土) 10:00~16:00

*土曜日の来所相談は、事前予約必要

身近な相談窓口につながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです

◆消費者ホットライン

相談電話 ☎ 188(嫌や!泣き寝入り)

相談受付時間 (土・日・祝日) 10:00~16:00

*平日は最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。



マグマシティ

鹿児島市

いろんな手口を知ってみんなで防ごう 消費者トラブル



高齢者を消費者トラブルから守る
みまもん先生

悪質業者を撃退! 上手な断り方

- ①買いません、いりません
- ②必要ありません、お断りします
- ③二度と電話しないでください
- ④お帰りください

悪質業者はあなたを狙っています!

点検商法



手口

排水溝や床下、消火器などを「無料で点検する」と言って訪問し、必要なない工事や商品を契約させる。

本当に必要な契約か落ち着いて考えて、不要な契約ならきっぱり断る！
対処法

架空請求



手口

アダルトサイトなどを利用した覚えがないのに、料金を請求される。

身に覚えのない請求には応じない！
対処法

送りつけ商法



手口

注文していない商品が勝手に送られてきて、断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求される。

承諾していないのに商品を送りつけられたときは、送り主を控えて受け取り拒否を！
対処法

催眠(SF)商法



手口

閉め切った会場に人を集め、日用品の無料配布や安売りなどでひきつけ、高額な商品を売りつける。

「格安」「無料」と誘われても、安易に出向かない！
対処法

悪質業者から身を守るために



- 必要のない契約は、「いりません」「お断りします」とはっきり言う。
- うまい話はまず疑う。
- 急がせる契約は要注意！
契約前に家族や消費生活センターに相談を。
- 個人情報は教えない。
- だまされてもあきらめない。

消費生活センターに早めの相談を!!

うそ電話詐欺に注意！(こんなだまし文句にご注意を)

オレオレ詐欺

警察官のふりをして…

「詐欺グループを逮捕したところ、名簿にあなたの名前がありました」「あなたの預金口座が危ないです」「銀行員に電話させます」



家族のふりをして…

「風邪をひいて、声がおかしい」「電話番号が変わったから、登録して」「感謝料、示談金を準備して」

ワンポイント 家族で合い言葉を決める！

預貯金詐欺

「(警察官を装い)あなたの口座が犯罪に利用されているので、キャッシュカードの交換手続きが必要です」「手続きのために暗証番号を教えてください」



安易に暗証番号等の個人情報を教えないこと！

還付金詐欺

「医療費、年金の払い戻しがあります」



「還付金があります」「携帯電話で指示します。ATMで手続きをしてください」

ワンポイント あせらず市役所などに確認する！

架空料金請求詐欺

「サイト登録手続きが完了しました。利用料を支払ってください」「総合消費料金が未納です。裁判手続きをします」「有料サイトの利用料金が未納です」



ワンポイント 相手と連絡をとらない！

うそ電話詐欺にあわないために



- 「お金を振り込め」「電話番号が変わった」「代わりの者にお金を渡して」と言わされたら、詐欺ではないかと疑ってみる。
- 慌てないでいったん電話を切り、本人や家族に確認する。
- 絶対に、お金をすぐに振り込まない。知らない人にはお金を渡さない。送らない。
- 架空請求は、無視する。相手先には絶対に連絡しない。
(逆に、個人情報を知られ、脅されます。)
- 不安を感じたり不審に思ったりしたら、警察(警察総合相談電話「#9110」)や消費生活センターに相談を！